

浜松市家庭児童相談室要綱

(趣旨)

第1条 家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談指導業務を充実強化することを目的として設置する家庭児童相談室(以下「相談室」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(設置主体)

第2条 相談室は、各区役所の福祉事務所に置くものとする。

(業務及び運営)

第3条 相談室は、福祉事務所が行う家庭児童福祉に関する業務のうち、専門的技術を必要とする業務を行う。

2 相談室の運営に当たっては、児童相談所、保健所、教育委員会、学校、警察、民生委員・児童委員その他児童福祉関係機関と連絡協調を緊密にするものとする。

3 相談室が取り扱った相談については、その内容等を相談受付票に記録するものとする。

(相談業務を行う時間)

第4条 相談室の業務を行う時間は、福祉事務所の執務時間とする。

(相談室の構成)

第5条 相談室には、福祉事務所の職員、家庭相談員及び教育相談員(中区においては、福祉事務所の職員及び家庭相談員)を置く。

2 前項に掲げるもののほか、相談室に婦人相談員(浜松市婦人相談員に関する規則(昭和62年浜松市規則第27号)に規定する婦人相談員をいう。以下同じ。)を置くことができる。

3 相談室は、所管する課長(以下「課長」という。)が総括を行う。

(職員)

第6条 相談室の業務に従事する職員は、福祉事務所の職員で次のいずれかに該当するものの中から任用するものとする。

(1) 福祉事務所において児童福祉の業務に従事する社会福祉主事

(2) 児童福祉司任用資格を有する者

(3) 児童福祉事業に2年以上従事した経験を有する者

(家庭相談員)

第7条 家庭相談員は、非常勤職員とし、人格円満で社会的信望があり、健康で、家庭児童福祉の増進に熱意を持つ者で次のいずれかに該当する者の中から任用する。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

(2) 医師

(3) 社会福祉士

(4) 社会福祉主事として、2年以上児童福祉事業に従事した者

(5) 前各号に準ずる者で、家庭相談員として必要な学識経験を有する者

2 家庭相談員は、第10条第1項に掲げる家庭児童相談業務及び別に定める業務を行う。

(教育相談員)

第8条 教育相談員は、非常勤職員とする。

2 教育相談員は、第10条第1項に掲げる業務のうち教育に関連のある家庭児童相談業務及び別に定める業務を行う。

(婦人相談員)

第9条 婦人相談員は、非常勤職員とする。

2 婦人相談員は、次条第1項に掲げる業務のうち関連のある家庭児童相談業務及び別に定める業務を行う。

(相談業務)

第10条 相談室は、次の相談業務を行う。

養護相談

保健相談

障害相談

非行相談

育成相談

その他の相談

2 前項の業務遂行に当たっては、おおむね次の手順で行うものとする。この場合において、ケースの内容により緊急を要する場合は、手順を省略することができる。

相談・通告の受付

受理会議(緊急受理会議)

調査

ケース検討会議

市による援助、児童相談所への送致等

援助内容の評価、援助方針の見直し及び相談援助の終結のための会議(会議は、第2号の会議で併せて行うことができる。)

(報告)

第11条 課長は、相談業務に関する報告を年2回、市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 浜松市子育て家庭支援センター(家庭児童相談室)設置要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。